

令和7年度八尾市市税納税通知書等送付用封筒広告募集要項

八尾市では、歳入確保の一環として、令和7年度に発送する納税通知書及び督促状の封筒に広告を掲載する企業等（以下、「広告主」という。）を募集します。納税通知書等は、納税者が内容等を確認するものであることから、その封筒は、広告媒体として有効です。

▼広告掲載の対象となるもの 令和7年度分納税通知書(※1)及び督促状の送付用封筒

(※1)納税通知書：個人市民税・府民税・森林環境税（普通徴収分）（以下「住民税」という。）、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税（なお、住民税については、非課税通知を含む。）

▼募集広告枠、通数など

①広告枠・サイズ 納税通知書等送付用封筒の裏面 1枠・縦65mm×横120mm

②広告の色 市の指定する単色

③発送通数・広告掲載料（消費税相当額を含む）・所管課

種 別	発送予定通数	広告掲載料	所 管 課
住民税	115,000通	126,500円	市 民 税 課
軽自動車税（種別割）	67,000通	73,700円	市 民 税 課
固定資産税・都市計画税	93,000通	102,300円	資 産 税 課
督促状	65,000通	71,500円	納 税 課

④その他

- ・ 広告には、広告主の名称及び連絡先を明記すること。
- ・ 広告の上部には、縦5mm×横10mm程度の大きさで「**広告**」と明記すること。
- ・ 掲載期間は令和7年度中とし、発送予定通数の過不足についての調整は行わない。
- ・ 広告の原稿（印刷用完全データ※2）作成までは広告主負担、封筒への印刷経費等は市負担とする。（※2）印刷用完全データとは、印刷組版専用ソフト等で作成された直しのない完璧な状態のデータ（印刷が単色のため、モノクロデータで、かつ文字等はアウトライン化されたもの）。
- ・ なお、広告主で準備いただいた原稿が、市負担の印刷経費での対応が難しい場合は、変更等を依頼する場合がある。
- ・ 広告内容については、八尾市広告掲載基準による審査を行うため、素案通りとならない場合がある。

▼申込み 所定の申請書等に必要事項を記入し、令和6年12月9日まで（申込み多数の場合はくじによる抽選）に所管の各課へ必要書類とともに提出。（郵送の場合は、追跡可能な方法のみ可。消印有効。）申請書等は、市ホームページからもダウンロード可。

▼応募資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定めるもののほか、次の各号に掲げる資格を備えている者。

- ①引き続いて2年以上その営業を行っていること。
- ②八尾市広告掲載要綱第4条及び八尾市広告掲載基準第4条第1号サ(※3)に該当していないこと。（※3）八尾市広告掲載基準第4条第1号サ：市税の滞納がある者の広告
- ③広告代理店が広告を掲載する広告主の代理として応募することも可。ただし、応募を委任する広告主についても上記①②を満たしている必要があり、広告代理店が広告掲載及び広告掲載料の納付についての一切の責任を持つこと。

▼掲載できない広告 八尾市広告掲載要綱第4条及び第5条、八尾市広告掲載基準第4条及び第6条に抵触するもの（ホームページ参照）

▼申込み・問合せ先

住民税について	市民税課	(072) 924-3822
軽自動車税（種別割）について	市民税課	(072) 924-3832
固定資産税・都市計画税について	資産税課	(072) 924-3823
督促状について	納税課	(072) 924-3824

※広告掲載封筒には、「広告内容に関する質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。広告主及び広告内容は、本市が承認や推奨するものではありません。」という文を掲載します。